

伊豆の国市優良建設工事等表彰要綱

制定 平成 29 年 2 月 9 日 決裁

改正 令和 3 年 5 月 18 日 決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、伊豆の国市が発注する建設工事において卓越した技術等に基づき優れた成績を修めた工事の受注者又は技術者を表彰し、もって建設技術の向上と適正な施工を推進し、併せて建設業の健全な育成・発展を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に定める工事をいう。
- (2) 技術者 法第 26 条第 1 項の主任技術者又は同条第 2 項の監理技術者をいう。

(表彰対象)

第 3 条 表彰の対象は、前年度に完成した請負金額 500 万円以上の工事であって、優れた成績を修めたものの受注者又はその技術者とする。ただし、修繕及び低入札基準価格未滿で契約した工事は対象外とする。

(表彰部門)

第 4 条 表彰部門は、次に定めるものとする。

- (1) 優良工事表彰 優秀な成績を修めた工事、悪条件の困難を克服し完成させた工事、技術力を発揮し創意工夫をもって完成した工事等、他の模範となる工事の受注者
- (2) 優良技術者表彰 優秀な成績で工事を完成させた技術者で、施工管理が優れた者で他の模範となる技術者
- (3) 特別表彰 前各号に掲げるもののほか、特に表彰することが適当と市長が認めたもの

(選考委員会)

第 5 条 表彰の候補者を選考するため、伊豆の国市優良建設工事等選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員会の委員長及び委員は、伊豆の国市建設業者等選定委員会（伊豆の国市建設業者等選定委員会規程（平成 18 年伊豆の国市訓令第 12 号、以下「規程」という。）により設置されたものをいう。）の委員長及び委員をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、規程第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、総務部長がその職務を代理する。
- 5 委員会の会議等については、規程の規定の例による。

（表彰候補者の推薦）

第 6 条 委員会は、別に定める伊豆の国市優良建設工事等推薦基準により表彰の候補者を選定し、市長に推薦するものとする。

（表彰者の決定）

第 7 条 市長は、委員会の推薦に基づき表彰者を決定する。

（表彰の方法）

第 8 条 表彰は、表彰の対象となる者に市長が表彰状を授与することにより行う。

（庶務）

第 9 条 委員会の庶務は、工事検査担当課において行う。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 18 日から施行する。